

## 告示

### 埼玉県告示第千二百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターセキチュール上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ホームマートセキチュール上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

（変更後） ホームセンターセキチュール上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） ハニーファイバー株式会社 代表取締役 原田浩太郎

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目二番二号

（変更後） ハニーファイバー株式会社 代表取締役 原田浩太郎

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目二番二号 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社セキチュール 代表取締役 関口忠弘

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

（変更後） 株式会社セキチュール 代表取締役 関口忠弘

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

令和六年六月十三日

#### ニ 届出年月日

令和五年十月十二日

#### 二 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課